

行政経営会議の内容

件 名	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について
所 管 部	環境共生部
日時・場所	令和7年7月25日（金） 10：05 ～ 10：20 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、まちづくり部長、市立病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、環境管理センター所長、施設課長、資源循環推進課長
提 出 理 由	一般廃棄物処理手数料を改定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・事業系指定収集袋の廃止は、小規模店舗等を対象に実施している戸別収集を廃止するということによいか。 （所管部）そのとおりである。事業系ごみの戸別収集廃止後は、事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約し処理を依頼するか、事業者が環境管理センターに直接持ち込んでいただく形となる。 ・従来は一部事業者への戸別収集を行ってきたが、ニーズが減少してきたことや費用対効果を踏まえて廃止する判断をしたということによいか。 （所管部）あくまでも特例的に戸別収集を行ってきたが、ニーズが減ってきたことやコスト、他市の実施状況等を総合的に勘案し、廃止することとした。 ・今後の事業者への周知についてはどのように行うのか。 （所管部）登録事業者に向けて通知文を送ることを考えている。また、商工会議所等とも連携を図り、漏れのないよう丁寧な説明を行っていく。 ・直接搬入手数料について、激変緩和措置を設けた理由や背景は。 （所管部）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業系ごみについては排出者が責任をもって適正に処理することとされているため、ごみ処理にかかる相当額を事業者に求めることが原則となる。このため、350円に改定するものだが、改定率が高いことから、他市の激変緩和措置の導入事例を参考にするなどして、一定期間は300円とする激変緩和措置をとることとした。 ・歳入増の見込み額について、激変緩和措置中の300円と、改定後の350円のそれぞれでどうか。 （所管部）激変緩和措置中は年間約1億3,700万円、改定後は年間約2億1,700万円の歳入増を見込んでいる。
会議結果	案のとおり、進めていく。